

一般財団法人鹿児島グリーン財団
助成金選考基準

(目的)

第1条 一般財団法人鹿児島グリーン財団の助成金給付規程第5条第2項に規定する助成金選考基準について必要な事項を定める。

(助成金の選考基準)

第2条 助成金給付規程により助成金を申請した者に対し、申請理由、経営状況について検討し、これに総合判定を加えて事業者を選考する。

2 助成金選考基準は、次のように定める。

(1) 申請理由に関する判定基準

申請理由の合理性、助成の必要性、価格・数量・購入先の妥当性、緊急度を評価する。

(2) 経営状況に関する判定基準

施設の経営状況を評価する。

3 第2項各号に定める判断基準の総合的な判定は、別紙評価基準による。

(選考基準の改正)

第3条 この選考基準の改正は、理事会の決議により行うものとする。

(実施細目)

第4条 この選考基準の実施について必要な事項は、理事会において別に定める。

(附則)

本基準は2024年11月20日から施行する。

制定 2024年11月20日

(別紙)

評価基準

(1) 申請理由に関する判定基準……………20 ポイント

提出されている申請書の記載内容に基づき、下記の項目を個別的に判断し、5 段階で評定する。

上記評価は次のそれぞれの個別的判断基準に基づき判定し、その合計をもって評定する。

【個別的判断の基準】	判定ポイント
(1) 申請理由に合理性があるか	1 ～ 5
(2) 申請理由の必要性が高いか	1 ～ 5
(3) 価格・数量・購入先に妥当性があるか	1 ～ 5
(4) 助成金交付の緊急度が高いか	1 ～ 5

(2) 経営状況に関する判定基準……………10 ポイント

直前事業年度の貸借対照表、損益計算書から判断し、5 段階で評定する。

貸借対照表の現預金の金額	判定ポイント
500 万円以下	5
500 万円超 1000 万円以下	4
1000 万円超 2000 万円以下	3
2000 万円超 3000 万円以下	2
3000 万円超	1

損益計算書の当期純利益の金額	判定ポイント
500 万円以下	5
500 万円超 1000 万円以下	4
1000 万円超 2000 万円以下	3
2000 万円超 3000 万円以下	2
3000 万円超	1

(3) 判定 (30 点満点)

- ① 申請者のうち、(1)、(2)の合計ポイントの高いものから採用する。
- ② 同点の場合、(1)、(2)の順でポイントの高いものから採用する。